◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

１　鶴町第２－２駐車場を設置することにしました。

２　加美神明第２－１駐車場を設置することにしました。

３　平野第２住宅及び平野第２－１駐車場を設置することにしました。

４　この規則は、令和８年11月16日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、同月20日から施行することにしました。

（都市整備局住宅部管理課）